

## 表彰に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、定款第46条の表彰に関する細部を定めるものである。

### (表彰の区分)

第2条 表彰の区分は下記の通りとする。

- (1) 業績表彰
- (2) 功績表彰

### (業績表彰)

第3条 業績表彰は、当該年度において本会の活動に著しく貢献し、その業績が本会の社会的地位向上に大きく寄与したと認められる法人、グループ又は個人に対し授与される。

### (功績表彰)

第4条 功績表彰は、長期にわたって本会活動に従事し、その功績が本会の模範と認められる法人、グループ又は個人に対し授与される。

### (表彰の方法)

第5条 被表彰者は、本会内部に設置される「表彰審査委員会」により推薦され、理事会において決定され、本会会長が通常総会の場において表彰する。当該年度において、該当者がいない場合はその旨を理事会に報告し、理事会の承認を得るものとする。

### (被表彰者の選考基準)

第6条 被表彰者は、各委員会等から候補者を幅広く募りこれら候補者の中から「表彰審査委員会」がそれぞれの表彰目的に基づき十分審査・選考し、同委員会の審査・選考内容を付して理事会に推薦しなければならない。

### (表彰)

第7条 表彰は、賞状及び別に定める賞金からなる。

### (施行期日)

第8条 この規定は平成13年6月22日から施行する。

制定：平成13年6月22日

改訂：平成16年5月19日